

「宇都宮市上下水道基本計画改定計画」を策定しました



上下水道局では、中長期的な上下水道事業の方向性を示し、事業を計画的に推進するため、平成20年度に「宇都宮市上下水道基本計画」（計画期間：平成20～29年度）を策定しました。この度、上下水道事業を取り巻く社会経済環境の変化や、これまでの施策の達成状況などを踏まえた計画の中間見直しを実施し、「宇都宮市上下水道基本計画改定計画」（計画期間：平成25～29年度）を策定しました。

改定計画の主なポイント

- 上下水道事業の「維持管理の時代」への本格的な移行などを踏まえ、施設等の改築・更新を引き続き計画的に実施することとしました。
- 施設等の耐震化の取組をさらに進めていくことや、水道水の安全対策を強化することなど、「危機管理の強化」に係る内容の充実を図りました。
- 上下水道資源の有効活用の新たな取組として、汚泥消化ガス※1発電の導入検討などを盛り込みました。
- 計画をより着実に推進するため、12の基本施策に加え、すべての基本事業（28事業）にも指標（目標値）を設定しました。

※1 汚泥消化ガス…下水処理で生じる汚泥の量を減らすため、発酵処理を行っていますが、その過程で発生するガスのことです。成分の約6割が可燃性ガスのメタンであり、燃料として利用できます。

改定計画の構成

計画の柱	基本施策	主な指標【H23末→H29末】
〔1〕水道水の安心給水の推進	①水道水の高品質化の推進 ②安定給水の確保 ③水道施設等の適正な管理	「おいしい水」の要件※2の適合率 【100%→100%】 老朽配水管更新率※3（計画進捗率） 【71%→100%】
〔2〕下水の適正処理の推進	①生活排水の適正処理の推進 ②雨水対策の推進 ③下水道施設等の適正な管理	合流式下水道改善率【61%→100%】 老朽管きよ更新率※3（計画進捗率） 【21%→100%】
〔3〕危機管理の強化	①危機管理体制の充実 ②施設等の災害・危機管理対策の推進	基幹施設における主要建築物の耐震化工事着手率【耐震診断完了→75%】
〔4〕環境負荷低減の推進	①環境に配慮した取組の推進	局庁舎電力消費量の削減率（H22基準） 【18.8%→20.0%】
〔5〕お客様サービスの充実	①お客様サービスの高品質化	市政世論調査におけるお客様満足度 【68.2%→75.0%】
〔6〕信頼経営の推進	①経営基盤の強化 ②経営の効率化	企業債残高（上下水道合計） 【1,278億円→1,000億円以下】

※2 「おいしい水」の要件…旧厚生省の「おいしい水研究会」が昭和62年にまとめた、水のおいしさを表す目安です。水温、硬度、残留塩素、臭気強度などの7項目の指標があります。

※3 老朽配水管更新率（水道）・老朽管きよ更新率（下水道）…

「老朽配水管布設替計画」や「下水道長寿命化計画」において、布設替・更新の対象とされた老朽配水管・管きよのうち、工事が完了した延長の比率です。

今後は、「上下水道サービスの質を高める」という目標の実現に向けて、効率的・合理的な経営に努め、各取組を着実に推進していきます。

詳しい内容については、
上下水道局ホームページ
をご参照ください。



宇都宮市 上下水道基本計画

雨水を利用してECOライフ♪

屋根に降った雨を「雨水貯留タンク」にためて、ガーデニングや家庭菜園などに利用してみませんか？設置いただいた方の99%の方にご満足いただき、水やりや打ち水、洗車等にご利用いただいています。*

(※平成25年6月実施アンケートより)



▲たる型や筒状など様々な形のタンクがあります。

市街化区域にお住まいの方は雨水貯留タンクや浸透ますを設置する際に、補助金が受けられます。

上下水道局では、雨水の流出を抑制し、市街地の浸水を防ぐため、雨水貯留・浸透施設設置費用の一部を補助しています。補助については、条件や設置基準がありますので、**事前**にお問い合わせください。

施設	補助限度	
貯留タンク (100リットル以上が対象)	40,000円/基	住宅1棟につき1基まで
浸透ます	25,000円/基	住宅1棟につき4基まで
浄化槽転用槽	60,000円/基	住宅1棟につき1基まで

タンクの実物を下記の地域自治センターと地区市民センター等に展示していますので、ぜひご検討ください。

- 9月2日～30日 ▶ 城山地区市民センター・平石地区市民センター
- 10月1日～31日 ▶ 国本地区市民センター・緑の相談所
- 11月1日～29日 ▶ 河内地域自治センター・清原地区市民センター
- 12月2日～26日 ▶ 豊郷地区市民センター・横川地区市民センター

- 1月7日～31日 ▶ 平石地区市民センター・雀宮地区市民センター
- 2月3日～28日 ▶ 清原地区市民センター・姿川地区市民センター
- 3月3日～31日 ▶ 上下水道局ロビー

工事受付センター 接続工事受付グループ ☎633-3164

浄化槽をお使いの皆様へ

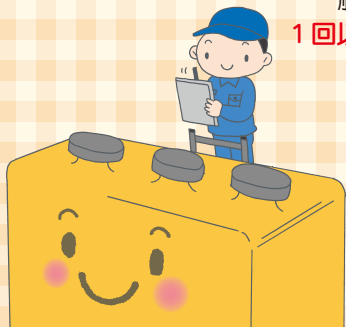
維持管理の
ポイントを
紹介します

浄化槽は、微生物の働きによって汚水をきれいにしているため、正しく維持管理をしないと機能が低下し、水質悪化や悪臭の原因となります。浄化槽を正しく使用するために、法律で義務付けられている3つのルールを守りましょう。

保守点検

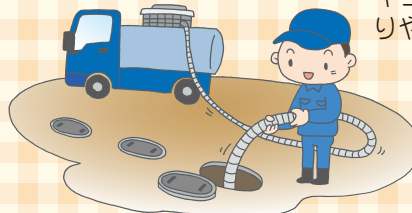
浄化槽の機能を維持するため、市に登録をしている保守点検業者に、装置の点検や消毒薬の補充を依頼しましょう。

一般家庭の浄化槽は、**4か月に1回以上**の点検が必要です。



清掃

浄化槽に汚泥がたまると、水質悪化や悪臭の原因となります。市の許可を受けた浄化槽清掃業者に、**毎年1回以上**、バキューム車での汚泥のくみ取りや洗浄を依頼しましょう。



法定検査

浄化槽の機能が十分発揮できているかを確認するため、**毎年1回**水質検査を受けましょう。

検査の申込は、保守点検を依頼している業者または(社)栃木県浄化槽協会(☎633-1650)にご相談ください。

上下水道局ホームページから業者一覧がご覧になれます。 [宇都宮市 浄化槽 業者一覧](#)

生活排水課 生活排水グループ ☎633-2001